

## 4.12 景観

### (1) 現況調査

#### 1) 調査内容

##### ① 景観資源の状況

調査項目は、自然的・歴史的景観資源の位置、種類及び特徴等とする。

##### ② 主要な眺望地点の状況

調査項目は、不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況及び眺望特性とする。

##### ③ 主要な眺望景観

調査項目は、主要な眺望地点における主な眺望の方向の状況とする。

##### ④ その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財及び土地利用の状況とする。

#### 2) 調査方法

##### ① 既存資料調査

###### (ア) 景観資源の状況

観光パンフレット、地形図及び土地利用現況図等の既存資料を整理する。

###### (イ) その他の予測・評価に必要な事項

地形図、地質図及び土地利用現況図等の既存資料を整理する。

##### ② 現地調査

###### (ア) 主要な眺望地点の状況

現地踏査により、主要な眺望地点の利用状況及び眺望特性を把握する。

###### (イ) 主要な眺望景観

主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、眺望の構成要素の状況、計画地の見え方等を整理する。

#### 3) 調査地域・地点

##### ① 既存資料調査

調査地域は、計画地及びアクセス道路の境界から1km程度の範囲を目安とする。1kmの範囲に隣接して景観資源等が分布する場合は、適宜範囲を広げる。

##### ② 現地調査

###### (ア) 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

計画地及び周辺は平坦な地形であり、計画地を可視できる地域は、画地の近隣地域、開けた耕作地等の土地、道路延長上の地点、眺望の良い工作物等に限られることから、調査地域は計画地及びアクセス道路の境界から約1kmの範囲を目安とする。1kmの範囲に隣接して景観の眺望地点が存在する場合は、適宜範囲を広げる。

主要な眺望地点として写真撮影を行う調査地点は、表4.12-1及び図4.12-1に示す11地点とする。

表 4.12-1 景観調査地点

番号	名称	計画地からの 方角	計画地敷地境界から の距離	計画地及び アクセス道路の境界 からの距離
1	いなほ保育園前	南	約 100m	約 100m
2	諏訪神社	北	約 150m	約 150m
3	氷川大明神	東	約 250m	約 250m
4	川田谷市場東交差点	北北西	約 300m	約 300m
5	石川川	南東	約 350m	約 50m
6	天沼はぐくみ橋（歩道橋）	南	約 200m	約 200m
7	原運動場	西南西	約 550m	約 550m
8	城山公園	南	約 900m	約 500m
9	石戸蒲ザクラ	北西	約 900m	約 900m
10	日出谷小入口交差点	東	約 1,200m	約 1,200m
11	自然観察公園	北西	約 1,200m	約 1,200m

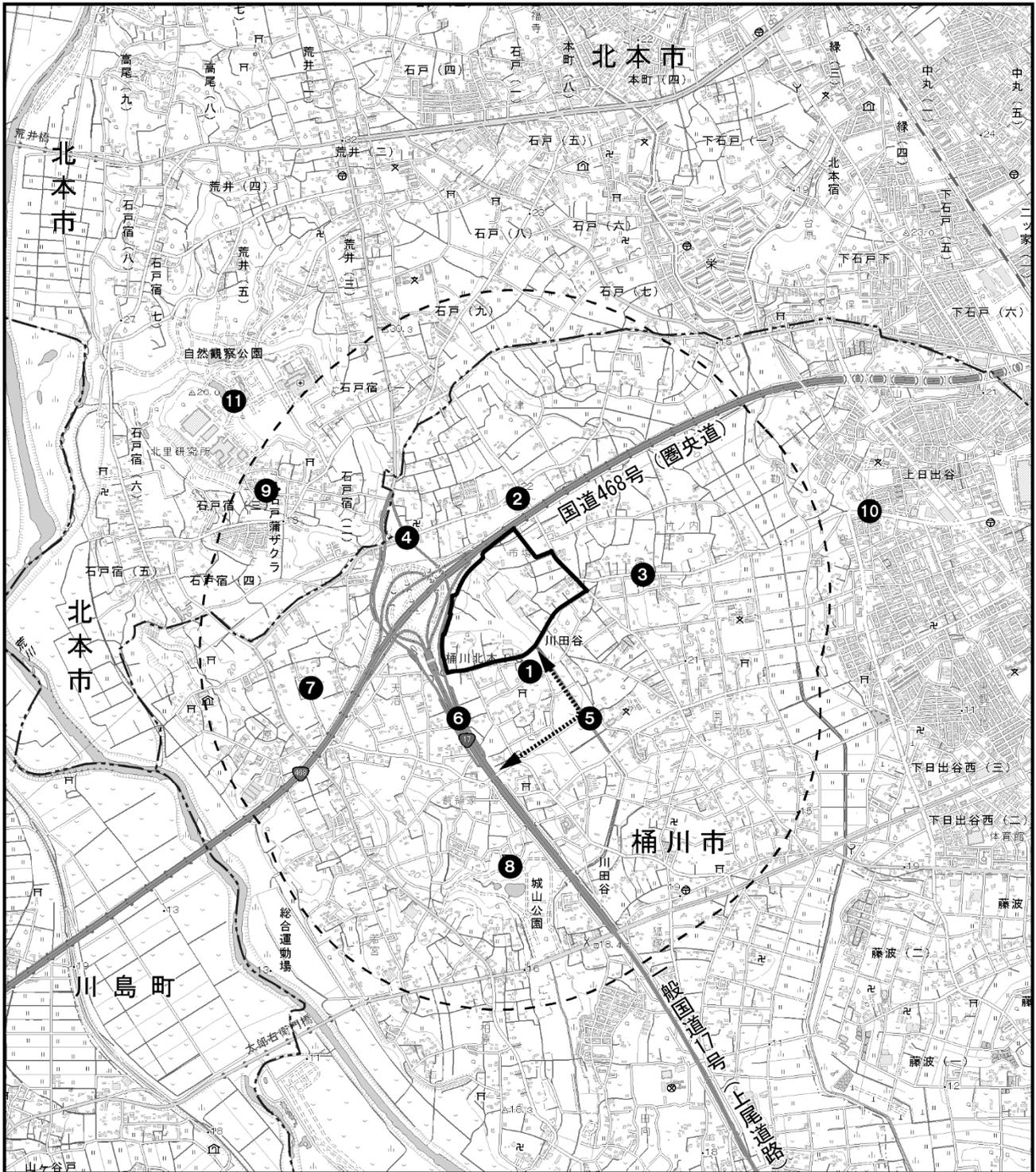
#### 4) 調査期間・頻度

##### ① 既存資料調査

調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

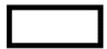
##### ② 現地調査

調査期間・頻度は、4 季各 1 回とする。



この地図は「電子地形図25000」（令和4年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

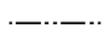
凡 例



計画地



景観調査地点



市町界



計画地及びアクセス道路の境界から1kmの範囲



アクセス道路

図 4.12-1 景観の現地調査地点

1 : 25,000

0 250 500 750m



## (2) 予測

### 1) 予測内容

#### ① 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

予測項目は、造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度とする。

### 2) 予測方法

フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測する。

### 3) 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

### 4) 予測時期等

予測時期は、供用後の施設の完成後（植栽が安定した時期）とする。

## (3) 評価

### 1) 評価方法

景観への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県景観計画等に示されている景観の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

### 2) 環境の保全に関する配慮方針

- ・企業用地の敷地の外周に緩衝緑地帯等を配し、建築物を敷地境界からセットバックさせることにより、圧迫感の軽減に努める。
- ・供用後の各進出企業に対して、建築物の外観について周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。